

平成17年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成17年3月1日(火曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- | | | | |
|-----|--|-----|-----------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | 第20 | 議案第22号 美唄市火災予防条例の一部改正の件 |
| 第2 | 会期決定の件 | 第21 | 議案第23号 美唄市税条例の一部改正の件 |
| 第3 | 諸般報告 | 第22 | 議案第24号 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件 |
| 第4 | 議長報告 | 第23 | 議案第25号 美唄市立し尿処理場の使用に関する協定廃止の件 |
| 第5 | 市政報告 | 第24 | 議案第26号 美唄市パークゴルフ場条例制定の件 |
| 第6 | 市政並びに教育行政執行方針演説 | 第25 | 議案第27号 美唄市体験交流施設条例の一部改正の件 |
| 第7 | 報告第1号 例月出納検査結果報告 | 第26 | 議案第28号 市道路線の認定及び廃止の件 |
| 第8 | 報告第2号 例月出納検査結果報告 | 第27 | 議案第29号 美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件 |
| 第9 | 報告第3号 例月出納検査結果報告 | 第28 | 議案第30号 平成16年度美唄市一般会計補正予算(第5号) |
| 第10 | 報告第4号 例月出納検査結果報告 | 第29 | 議案第31号 平成16年度美唄市下水道会計補正予算(第3号) |
| 第11 | 報告第5号 定期監査報告 | 第30 | 議案第32号 平成16年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号) |
| 第12 | 報告第6号 行政監査報告 | 第31 | 議案第4号 平成17年度美唄市一般会計予算 |
| 第13 | 議案第15号 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件 | 第32 | 議案第5号 平成17年度美唄市民バス会計予算 |
| 第14 | 議案第16号 美唄市部設置条例の一部改正の件 | 第33 | 議案第6号 平成17年度美唄市国民健康保険会計予算 |
| 第15 | 議案第17号 美唄市個人情報保護条例の一部改正の件 | 第34 | 議案第7号 平成17年度美唄市老人保健会計予算 |
| 第16 | 議案第18号 美唄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件 | 第35 | 議案第8号 平成17年度美唄市下水道会計予算 |
| 第17 | 議案第19号 美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件 | 第36 | 議案第9号 平成17年度美唄市土地区画整理事業会計予算 |
| 第18 | 議案第20号 アルテ ピアッツァ 美唄整備基金条例制定の件 | | |
| 第19 | 議案第21号 アルテ ピアッツァ 美唄設置条例の一部改正の件 | | |

- 第37 議案第10号 平成17年度美唄市介護保険会計予算
- 第38 議案第11号 平成17年度美唄市介護サービス事業会計予算
- 第39 議案第12号 平成17年度市立美唄病院事業会計予算
- 第40 議案第13号 平成17年度美唄市水道事業会計予算
- 第41 議案第14号 平成17年度美唄市工業用水道事業会計予算

◎出席議員（22名）

議長 中西 勇 夫 君
 副議長 吉田 栄 君
 1番 吉岡 文 子 君
 2番 広島 雄 偉 君
 3番 五十嵐 聡 君
 4番 白木 優 志 君
 5番 小関 勝 教 君
 6番 福庄 計 夫 君
 7番 土井 敏 興 君
 8番 谷内 八重子 君
 9番 長谷川 吉 春 君
 10番 米田 良 克 君
 11番 古関 充 康 君
 12番 矢部 正 義 君
 13番 谷村 孝 一 君
 14番 川本 政 芳 君
 15番 内馬場 克 康 君
 16番 本郷 幸 治 君
 18番 紫藤 政 則 君
 19番 荘司 光 雄 君
 20番 林 国 夫 君
 22番 長岡 正 勝 君

◎出席説明員

市長 桜井 道 夫 君
 助役 佐藤 昭 雄 君
 総務部長 板東 知 文 君
 市民部長 三谷 純 一 君
 保健福祉部長兼福祉事務所長
 安田 昌 彰 君
 経済部長 天野 修 二 君
 建設部長 酒巻 進 君
 水道部長 加藤 誠 君
 市立美唄病院事務局長
 堀川 泰 雄 君
 消防長 佐藤 賢 治 君
 総務部総務課長 奥山 隆 司 君
 総務部総務課総務係長 阿部 良 雄 君

教育委員会委員長 阿部 稔 君
 教育委員会教育長 村上 忠 雄 君
 教育委員会教育部長 吉田 讓 君

選挙管理委員会委員長

熊野 宗 男 君
 選挙管理委員会事務局長
 稲村 秀 樹 君

農業委員会会長 西館 隆 志 君
 農業委員会事務局長 秋場 勝 義 君

監査委員 川村 英 昭 君
 監査事務局長 遠藤 等 君

◎事務局職員出席者

事務局 局長 谷津 敬 一 君

次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開会

●議長中西勇夫君 ただいまより、本日をもって招集されました平成17年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

19番 荘司光雄君

20番 林 国夫君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月25日までの25日間とし、うち3月2日ないし3月6日、3月10日ないし3月24日を休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月25日までの25日間とし、うち3月2日ないし3月6日、3月10日ないし3月24日を休会とすることに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 この場合、教育委員会委員長、教育委員会教育長、選挙管理委員長並

びに監査委員から発言を求められておりますので、これを許します。

まず、阿部教育委員会委員長。

●教育委員長阿部 稔君（登壇） お許しをいただきましたので、ごあいさつをさせていただきます。

私は、昨年12月19日に開催の教育委員会におきまして委員長に選任されました阿部でございます。さまざまな教育改革が進む中、もとより微力ではございますけれども、教育行政推進のために誠心誠意努力をいたしてまいりたいと考えております。何とぞ皆様のご高配を賜りますことをお願い申し上げ、新任のあいさつといたします。

●議長中西勇夫君 次に、村上教育委員会教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 発言のお許しをいただきましてありがとうございます。

私平成16年12月定例会におきまして教育委員として美唄市議会の皆様のご同意をいただき、同12月19日の教育委員会におきまして教育長として再任をいただいた村上忠雄でございます。過去4年間、微力な私がこの職責を務めることができましたのは、ひとえに議員の皆様のご支援のたまものであると存じております。心からお礼を申し上げます。

再任されました以上、また心を新たにして本市教育行政の推進に最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆さんには一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

●議長中西勇夫君 次に、熊野選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員長熊野宗男君（登壇） お許しをいただきましたので、ごあいさつをさせていただきます。

私昨年12月27日開催の選挙管理委員会において委員長に再任されました熊野でございます。各種選挙の執行に微力ながら誠心誠意努力をいたしてまいりたいと存じます。今後とも議員の皆様にはご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

●議長中西勇夫君 次に、川村監査委員。

●監査委員川村英昭君（登壇） 発言の機会をいただきましてありがとうございます。お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

私昨年12月の市議会定例会におきまして監査委員選任についてのご同意をいただき、12月16日付をもちまして就任をいたしました川村でございます。微力ではございますが、精いっぱい職務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

●議長中西勇夫君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 平成17年第1回市議会定例会に当たり市政の主なものについて、ご報告申し上げます。

はじめに、控訴審に係る訴状の送達について申し上げます。

平成15年1月27日に、道内の公立学校に勤務する教職員が原告となり、北海道並びに143市町村長を被告として、時間外勤務手当等の支払いを求める請求事件は、昨年7月29日に、原告らの請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告らの負担とする。との判決がありました。

原告はこの判決を不服として、札幌高等裁判所に控訴を提起し、本年2月1日、本市に控訴審に係る訴状の送達がありました。

今後の対応につきましては、一審同様、引き続き北海道市長会並びに北海道都市教育委員会連絡協議会と連携を図りながら、慎重に対処して参ります。

次に、2月18日に発覚した桂沢水系に剥離剤の成分であるジクロロメタンが混入した問題で、本市といたしましては、19日午後4時から、該当する地区住民の皆さんに、自治組織のご協力や広報車により、飲料水は煮沸して飲むよう呼びかけを行ったほか、農村地区には、各農業協同組合の協力を得て、電話・ファックスなどによる周知を図りました。

この間、水質検査と排出作業を継続してま

いりましたが、23日午後4時には、桂沢水系の水道水すべてが、基準値以下となり、安全宣言をいたしました。

地域住民の皆さんには、多大なご心配やご迷惑をおかけいたしましたことを、お詫び申し上げます。

以上申し上げまして、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第6、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 平成17年第1回市議会定例会に当たり、市政執行への私の所信を申し上げます。

昨年10月に市民の皆さんの負託を受けて、市長という重責を担わせていただいてから、すでに5か月が経ちました。

私は、市長に就任して以来、ふるさと美唄の自立に向けて市民の皆さんの暮らしを守るという使命と責任の重さを痛感するとともに、生活者の視点に立って、直面している市政の重要課題への対応に全力を傾注してまいりました。

一方、時代の大きな潮流の中で、国では「官から民へ」、「国から地方へ」という方針のもとに構造改革が進められ、地方を取り巻く環境は、地方分権をはじめ、三位一体の改革や規制緩和など、大きな転換期を迎えています。

既存のしくみや考え方が問われ、新たな秩序の構築が求められるなど、自治体が自らの知恵と工夫によって個性ある地域の発展を目指していくという、まさに自立のための力量が試される時代となっております。

本市においても、経済、雇用、地域医療、財政など、様々な局面において、かつて経験したことのない重大な試練の時を迎えています。

この試練に果敢に立ち向かっていくためには、すべての市民の皆さんが自立するという意識を共有し、地域の持つ知恵と力をひとつに結集することが何よりも大切であります。

私は、このような時代の変化や改革の荒波を乗り越えながら、市民の皆さんと心をひとつにして、明るい希望が持てる自立した地域づくりを目指し、先頭に立って行動し、全力を尽くす決意であります。

本市では、これまで、地域の特性や資源を活かしたまちの活性化を図るため、地域経済の振興や雇用の確保のほか、アルテピアッツァ美唄、JR美唄駅、交流拠点施設の整備や宮島沼の環境保全など、地域の魅力づくりや交流促進のための基盤づくりを進めてまいりました。

それは、市民の皆さんが、経済活動や市民生活など様々な分野で、人と人との結びつきを広げ、生き生きとした生活を実現することにより、まち全体に活力が生まれるものと考えてきたからであります。

私は、これら個々の取り組みを、点から線へ、さらには面へと相互に結びつけることにより、地域の総合力として着実にまちの活力となるよう、一層の努力が必要であると感じております。

このため、私が考える美唄の活力づくりは、大きく3つの柱により、進めてまいります。

第1の柱は、「生き生きした人づくり」であります。

まちづくりを支える原動力は人であり、生き生きとした人づくりを進めていかなければなりません。

誰もが健康で、安心して生き生きと暮らすことができるよう、生活者の視点に立った、美唄らしい福祉のまちづくりを進めてまいります。

また、次代を担う子どもたちが、地域において、心身ともに健やかに成長することは、まちづくりの基本であり、社会共通の願いであります。

このため、福祉、教育、地域社会の連携により、子どもたち一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、市民の一員としてまちづくりに参加できる環境づくりや、地域全体で子どもや子育てを支援する仕組みづくりを進めてまいります。

第2の柱は、「生き生きとした街づくり」であります。

私は、街の活力は経済活動が基盤であると考えております。

このため、本市の自然・文化・産業などのあらゆる地域資源や特性を活かした自立的・内発的な産業振興に向けて、基幹産業である農業を中心に、商工業、観光、それぞれが持つ潜在力を引き出すとともに、地元産業間の連携を一層強めるための取り組みを進め、地域経済の活性化や雇用の確保に努めてまいります。

また、地域からの情報発信やネットワークづくりを大切にしながら、地域の特性や資源を活かした多様な交流の展開を図り、まち全体の活力につながるよう、生き生きとした街づくりの実現に努めてまいります。

第3の柱は、「生き生き美唄の土台づくり」であります。

本市は、これまで行財政改革を進めてまいりましたが、財政状況は、依然として厳しい状況にあり、財政の立て直しは、喫緊の課題であります。

私は、美唄の土台づくりのため、自治体経営基盤の強化とともに、住民自治の強化と協働のまちづくりを進めるほか、行政組織の見直し、民間活力の導入、地域の自主的・自立的な取り組みに対する支援、さらには、元気な地域づくりのためのコミュニティ施策にも取り組んでまいります。

地域医療は、本市の自立に向けた喫緊かつ重大な政策課題であります。

このため、市立病院については、引き続き、医師の確保に努めるとともに、経営健全化団体の指定継続に向けた国・道への要請活動に最大の努力を重ねてまいります。

また、現在、これからの地域医療のあり方を示す「地域医療ビジョン」を策定しておりますが、今後、この地域医療ビジョンに基づき、市民の皆さんに適切な医療を継続して提供するため、新しい総合病院づくりについて医療関係者の皆さんや関係機関等と協議を進めるなど、安心できる地域医療体制の構築に全力を挙げて取り組んでまいります。

「自立推進計画」は、「美唄21世紀まちづくりプラン」が目指すまちづくりを今後も持続可能とするための方策を示すものであり、平成17年度は、「自立推進計画」を実行に移す重要な年であります。

このため、「新しい住民自治のあり方」について、引き続き、検討を進めるほか、生活

者の視点に立ったサービスを将来にわたって提供していけるよう、受益と負担の見直しによる安定的な歳入構造の確立を目指す一方、歳出面での一層の簡素・効率化を図るなど、「自治体経営基盤の強化」に努めてまいります。

また、行政組織については、農業、商工業などの産業構造や雇用環境が大きく変化している中で、施策を重点的、効果的に展開するため、経済部を経済振興部と農政部に改編する一方、社会基盤整備を効率的・効果的に執行するため、建設部と水道部を統合して都市環境部とするほか、市税等の収納体制を強化するなど、組織機構の見直しを行います。

さらに、評価に基づいた効率的かつ効果的な事務事業の選択を行うため、引き続き、事務事業評価を実施するほか、公の施設における指定管理者制度の導入に向けた取り組みを進めてまいります。

私は、市民の皆さんが自ら考え、自らまちを育て、そして住みよさを実感することが必要であると考えております。

市民、企業、各種団体等がその得意分野で積極的に市政に参画し、誰もが意欲的に様々な立場からまちづくりを考え実践できる協働型社会の構築を目指し、インターネットを活用したまちづくりに関する提案の機会の充実や、まちづくり活動を行う団体相互の情報交換と連携を図る場の創出などに取り組んでまいります。

また、本市の総合計画である美唄21世紀まちづくりプランは、平成17年度で前期基本計画を終えるため、平成18年度から始まる後期基本計画を、市民の皆さんの参加を得て、策

定してまいります。

次に、平成17年度の主要施策について、申し上げます。

まず、「やさしさと健康のまちづくり」であります。

少子高齢化が急速に進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「福祉のまちづくり条例」や「地域福祉計画」に基づき、市民相互の支え合いや地域との協働による社会参加の仕組みづくりなど、地域福祉の推進を中心とした、やさしさと健康のまちづくりを進めてまいります。

地域福祉を推進するため、地域ささえあい懇談会を継続して開催し、問題解決に必要な市民や行政の役割について理解を深めるとともに、地域福祉ネットワーク事業として、地域住民の生活課題等に対する自主的な取り組みを支援してまいります。

「次世代育成支援美唄市行動計画」に基づき、最も身近な地域で子育てを支える仕組みづくりに取り組み、地域における子育て力の向上を図ってまいります。

また、親子に絵本を贈るブックスタート事業を実施するとともに、仕事と子育てを両立させるための子育て地域ささえあい事業を実施いたします。

「びばいヘルシーライフ21」に基づき、子どもの食育の推進をはじめ、学校保健との連携、地域の健康づくりの推進、青壮年期における生活習慣病予防、さらには高齢期における生活機能低下防止など、ライフステージに応じた健康づくりを総合的に進めてまいります。

高齢者の方々が生涯にわたって生き生きと

暮らせる地域づくりを進めるため、後期高齢者を加えた生活機能等調査をはじめ、介護予防支援システムの実施、地域予防リーダー研修・育成など、介護予防事業を重点的に推進するとともに、高齢者の地域活動への積極的な参加を促進してまいります。

また、介護保険法の改正を見据えた、今後の高齢者福祉の基本的な方向性を定めるため、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

「障がい者福祉計画」に基づき、居宅生活相談支援体制の充実に向けた障がい者ケアマネジメント事業を継続するほか、利用者の自己選択、自己決定を尊重し、自立した生活が送れるよう、支援費制度の充実や精神障がい者に対する社会参加促進に努めてまいります。

市立病院は、市民に信頼される中核病院として医療体制の確保と医療機器や施設等の整備を行い、質の高い医療サービスの提供に努めるほか、院外処方の実施、病棟の再編など事業の効率化を進め、経営健全化を一層推進してまいります。

次に、「快適な暮らしを実現するまちづくり」であります。

くらしやすい環境を着実に整えるため、都市基盤の整備を進めるとともに、安全で安心な地域づくりのため、消防・防災体制の充実等に努め、快適な暮らしを実現するまちづくりを進めてまいります。

美唄駅周辺土地区画整理事業については、引き続き、銀河通のアンダーパス整備を行います。

街路・道路の整備については、継続して、あかしあ通の整備を行うほか、東4線などの

整備を進めてまいります。

冬の快適な生活や地域の経済活動を支え、安全な冬期道路交通網を確保するため、除排雪の充実に努めてまいります。

市民バスについては、利用者の視点に立って、路線の見直しを行い、経営の効率化を図りながら、市民の皆さんの日常生活に必要な足の確保に努めてまいります。

市営住宅については、安心して住むことができる快適な居住環境を提供するため、引き続き、有為団地の建て替えを進めます。

安全な水を供給するため、上水道の導水管及び配水管の整備を進めるとともに、水質の適正管理や危機管理に努めてまいります。

また、下水道については、東明・峰延地区などの整備を進め、汚水処理区域の拡大や水洗化の促進を図るほか、農村地域などにおける合併処理浄化槽の設置を継続して実施いたします。

火災予防の徹底を図るとともに、救急業務の増加に対応するため、救急隊員の資質向上と市民の皆さんへの救命講習実施による救命技術の普及を図り、より一層の救命率向上に努めてまいります。

また、市民の皆さんの災害に対する備えや防災意識を高めるため、広報活動や防災訓練を行うほか、自主防災組織の育成に努めてまいります。

防犯や交通安全などを地域とともに推進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、生活安全条例の制定に取り組みます。

次に、「人と自然が調和したまちづくり」であります。

本市の豊かな自然を守り、環境への負荷を

抑制する循環型社会の実現に向けた取り組みが重要となっております。

このため、廃棄物の適正処理や宮島沼の保全など、環境に配慮した市民ぐるみの取り組みにより、人と自然が調和したまちづくりを進めてまいります。

快適で良好な環境づくりに向けて、市が率先して行動する環境行動プログラムの構築と「美しきまちづくり条例」の制定に取り組んでまいります。

宮島沼については、水質調査、環境学習会などを実施し、自然環境の保全や活用に努めるとともに、環境省による施設整備に関し、地元要望を踏まえ、早期完成を要請してまいります。

廃棄物の適正処理を行うため、自然環境の保全に配慮した新しい最終処分場の整備に着手するとともに、循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制や再資源化に取り組んでまいります。

家庭ごみの有料化については、費用負担の公平とごみの減量化やリサイクル推進の観点から検討を進めてまいります。

次に、「豊かで活力ある産業が広がるまちづくり」であります。

長期にわたる景気低迷や雇用環境が厳しい中、農業、商工業、観光の振興と相互連携に努めるとともに、新産業創出による地域経済の活性化を図り、豊かで活力ある産業が広がるまちづくりを進めてまいります。

環境保全型農業を推進するため、ハーブを利用した米づくりのフォーラム開催に対する支援を行うほか、米粉利活用の定着を図るため、学校給食への米粉製品の導入調査や加工

事業者等による組織づくりを進めます。

また、引き続き、ほ場整備などを推進し、生産基盤の確立に努めるとともに、農業生産法人の乾燥調製施設等整備への支援を行うほか、グリーン・ツーリズムへの取り組みによる都市生活者や消費者との交流促進し、地域農業の発展を図ってまいります。

中心市街地を活性化するため、「中心市街地活性化基本計画」を策定し、魅力ある商店街づくりに向けた取り組みを進めてまいります。

また、企業経営者や従業員を対象とした各種講習の受講や職業訓練などを支援し、人材を養成することにより、市内企業の経営強化と技術の高度化を図ります。

雪冷熱など環境にやさしい自然エネルギーを活用した産業起こしの取り組みや研究開発を進めるとともに、企業間・異業種間交流による新たな企業活動を促進してまいります。

また、産学官の連携による産業起こしやベンチャーなどの創造的活動に対して、支援を行ってまいります。

職業訓練や講習受講に対し、引き続き、助成するとともに、近隣6市町村による就職面談会を開催するなど、新卒者や若者を含めた職を求める方々の就職機会の確保に努めてまいります。

次に、「文化と交流のまちづくり」であります。

教育、文化、芸術、スポーツなど、様々な活動や交流を通して、豊かで潤いのある日常生活を送ることができるよう、文化と交流のまちづくりを進めてまいります。

市外から訪れる方々を市内の施設に案内す

る総合観光案内板を整備するとともに、新たに開設するパークゴルフ場や登り窯の効果的な運営に努め、自然、産業、歴史、文化など本市の豊かな地域資源相互の連携による多様な交流の展開を図ってまいります。

また、農産物など「食」をテーマとした「道の駅」の整備に向けて、調査・研究を進めてまいります。

21世紀を担う子どもたちがコミュニケーション能力を育み、創造的でこころ豊かに育つよう、小中学校での福祉教育、環境教育、英会話を通じた国際理解教育など、地域の人材や環境を生かした体験的学習を進めてまいります。

芸術・文化振興のため、市民会館やアルテピアッツァ美唄での芸術鑑賞機会の提供とともに、市民の自主的な芸術・文化活動を促進してまいります。

地域の特性を活かした教育活動を展開している専修大学北海道短期大学に対し、市民団体等と連携しながら、留学生受け入れなどに関して、継続して、支援を行ってまいります。

以上、平成17年度の市政執行方針を申し上げます。

地方分権の流れの中で、地方自治体は、地方政府として住民の負託に応えるため、その持てる力を十分発揮できるかが試される時代にあります。

私は、市民の皆さんがここ美唄に暮らすことの喜びを実感できるよう、美唄の自立と活力づくりに向け、誠実に、そして信念を持って取り組んでいく所存であります。

行く手には、様々な困難があるものと思いますが、市民の皆さんとともに、市の総力を

持ってまちづくりに当たってまいりたい決意であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 平成17年第1回市議会定例会にあたり、教育委員会の所管に関する主要な方針について申し上げます。

今日の社会は、国際化、情報化、少子高齢化の進展などにより様々な分野において転換期を迎えており、これまでの枠組みから、地方や地域が責任を持って主体性をより発揮することができる新しい社会の実現に向けた取り組みが進められております。

また、一人ひとりが生涯にわたる様々な学習を通して、新たな自己を見いだすとともに、学習した成果が生かされ適切に評価される生涯学習社会を創造していくことが求められております。

本市においては、こうした時代の変化に対応しながら、かつてない厳しい財政状況の下、「美唄21世紀まちづくりプラン」や「美唄市生涯学習推進計画」等に基づく、豊かな個性と創造性に富む人づくりを進めることが大切であります。

特に、21世紀のふるさと美唄を担う子どもたちには、自ら学び自ら考える力を育成するとともに、生涯にわたり心豊かに生きるための教育を一層推進していく必要があります。

教育委員会といたしましては、こうした時代の変化を的確にとらえ、地域の特性を生かし家庭や地域社会と一体となった新しい時代の学校教育、社会教育及び社会体育の充実に努めてまいります。

はじめに学校教育について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で、幼児期にふさわしい基本的な生活習慣を身に付け、「生きる力」の基礎を育むことが大切であります。

このため、幼児の発達に応じたきめ細やかな保育の実践を小中学校や地域、私立幼稚園等と連携するなどして、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

次に、小中学校教育につきましては、児童生徒一人ひとりに自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むための教育を推進していくことが重要であります。

各学校においては、子どもの心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程の編成・実施に努めるとともに、学校・家庭・地域で教育に関する情報を共有し、学校運営に反映される取り組みを進め、地域に開かれ、地域の信頼に応える学校づくりの一層の推進に努めてまいります。

学習指導については、子どもの学習状況を的確に把握し、個に応じた「わかる授業」で「確かな学力」の育成を図るために、少人数指導や習熟度別指導、ティームティーチングなど指導方法や指導体制の工夫改善に努めてまいります。

また、総合的な学習の時間においては、各教科等で身につけた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において総合的に働くよう工夫改善を図るとともに、地域人材の活用や関係機関・団体との連携を強化しながら、思いやりを持ち助け合う心を育む福祉教育、地域素材を活用した環境教育等に関する学習

を支援してまいります。

さらに、外国人講師を小中学校の授業へ積極的に派遣し、国際理解に関する学習の一環としての英会話教育の推進と充実に努めるほか、図書館等を有効に活用し学習活動を通じた読書習慣の確立やコンピュータ等の情報機器を適切に活用した情報教育の推進に努めてまいります。

近年、児童生徒の食生活の乱れとそれに起因する健康問題が指摘されており、子どもたちが将来にわたって健康に生活していくための望ましい食習慣を形成することが重要となっていることから、新たに導入される栄養教諭制度の活用を検討するなど、食に関する教育の一層の充実に努めてまいります。

障がいのある児童生徒の教育については、一人ひとりのニーズを的確に把握して必要な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が求められていることから、地域のセンター的機能を担う美唄養護学校など関係機関との連携を図り、より適切な就学指導を進めるとともに、教職員の研修機会の提供や保護者等への情報提供に努めてまいります。

薬物や性非行等をはじめ多様化、複合化傾向にある児童生徒の問題行動に対しては、生命を尊重する心や思いやりの心などを育むための道徳の授業や教育相談機能を十分活用するなど各学校の組織的な指導体制を確立するとともに、関係機関との密接な連携を図り、地域と一体となった指導が推進されるよう努めてまいります。

また、学校教育における今日的課題の一つである不登校児童生徒の指導については、家庭の指導体制や教育相談機能を充実させると

ともに、家庭・学校及び関係機関等との連携を図りながら、適応指導教室などにおいて、学校復帰へ向けての支援に努めてまいります。

児童生徒の安全確保については、全国的に大きな災害や生命に関わる重大な事件が発生していることから、安全指導を日常的に行うなど学校の危機管理体制を充実させるとともに、火災・地震に対応した避難訓練に加え、警察署等の関係機関との連携のもと不審者等に対する訓練を実施してまいります。

これらの教育を進めるためには、教職員の資質向上と意識改革が極めて重要であることから、研修体制の確立を図り、自校の研究課題を解明するために学校教育指導訪問の実施など開かれた研修の推進に努めるとともに、各種研修会等への積極的な参加の奨励や公開研究指定校・研究奨励校事業等によって、教職員研修の一層の充実に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、東中学校の校舎屋上防水及び屋内運動場の屋根葺替改修事業などを実施いたします。

幼稚園及び小中学校の配置につきましては、子どもたちにとってよりよい教育環境をめざし、引き続き保護者や地域の方々の声を十分に聞きながら、見直しに取り組んでまいります。

学校給食につきましては、児童生徒の健康の増進と望ましい食習慣の形成を目指し、安全で安心できる手作りの給食を提供いたします。

このため地元産の米や無・低農薬野菜など、新鮮な食材の活用にも努めるとともに、徹底した施設衛生管理のもと、学校栄養職員による栄養管理や児童生徒の食に関する指導などを

実施してまいります。

教育研究所につきましては、基礎基本の定着を図ることを目的にした多様な学びを育てる学習指導の在り方や、社会科副読本「びばい」を活用した郷土の学習指導に関する実践交流など、今日のかつ実践的な研究を推進してまいります。

高校教育につきましては、市内の各高校においてそれぞれの特色を生かした魅力ある学校づくりが進められておりますので、これを児童生徒、保護者、市民の方々に広く紹介し、地元高校への関心を深めていただくことが大切であります。

このため、小中学校や関係機関と連携のもと、「市内三高校教育フェア」や就業体験としての「インターンシップ推進事業」、小中学生を対象とした「ものづくり教室」などを支援してまいります。

また、地元学生等を対象に経済的負担の軽減と就学促進を図るため、専修大学北海道短期大学や北海道中央コンピュータ・カレッジへの入学助成事業と美唄市奨学資金貸付事業を引き続き実施し、地域における高等教育の充実に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

生涯学習の推進にあたっては、市民一人ひとりが生涯にわたり自由に学び続けることの楽しさを啓発し、その環境づくりに努めることが大切であります。

このため、美唄市教育委員会ホームページを活用し、人材バンクや事業の紹介等情報の提供に努めるほか、文化・スポーツ活動や芸術鑑賞など、誰もが気軽に参加できる「美唄市民カレッジ」事業を推進してまいります。

青少年の健全育成につきましては、心身ともにたくましい心豊かな青少年を育てるために、家庭・地域・学校等が連携を密にし、その教育力を相互に高めていくことが不可欠であります。

このため、子どもたちを対象に社会教育施設等の土曜日の無料開放事業、青少年育成基金を活用した野外体験活動や地域支援活動等の健全育成事業を引き続き実施するとともに、新たに親子化石教室や異世代交流を目的としたパークゴルフ大会を開催してまいります。

放課後児童対策事業は、児童に適切な生活の場を提供することで、子育て支援や健全育成の推進に努め、中央小学校区放課後児童施設並びに児童館については、勤労青少年ホームに移設し、機能の充実を図りながら施設の有効活用に努めてまいります。

青少年センターにつきましては、青少年の問題行動の未然防止を図るため、学校や関係機関、地域と連携を密にし、街頭指導や相談機能の充実に努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、音楽や演劇公演等を主催する「美唄市民劇場」に対し引き続き支援を行うほか、アルテピアッツァ美唄は、本市芸術文化の交流及び情報発信拠点施設として、整備充実を図るとともに、各種コンサートや個展等の文化事業を促進してまいります。

また、市が保有する絵画等を活用し優れた芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

本市に伝わる文化財の保護保存や郷土芸能の伝承活動を支援するほか、児童生徒を対象とした日本古来の伝統文化を伝える「囲碁教室」、「日本舞踊教室」等の開催を促進して

まいります。

郷土史料館については、郷土美唄に対する理解を深めていただくため、農業の変遷をテーマに特別展を開催するほか、体験学習講座、子ども映画会などを引き続き実施してまいります。

勤労青少年ホームにつきましては、ホーム運営委員会などとの連携を図りながら、各種講座の開催や交流事業を推進してまいります。

公民館につきましては、市民文化講座を開催し生涯学習の機会を広く提供するほか、文化団体や各種サークル等の自主的活動の支援と育成に努め、学習の発表や交流の場としてその活用を図ってまいります。

図書館につきましては、多様化する市民の学習活動に応えるため、図書資料の充実・提供に努めるとともに、絵本をとおした子育て支援の推進に向けた「ブックスタート」事業を実施するなど、「美唄市子ども読書活動推進計画」に基づく読書環境の整備に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

社会体育につきましては、市民が明るく健康的な生活を営むことができるよう、いつでも、どこでも、気軽にスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる生涯スポーツ社会を実現していくことが大切であります。

このため、NPO法人美唄市体育協会や各関係機関・団体と連携を図り、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動と健康・体力づくりが行われるよう、各種スポーツ教室・大会等の開催や各種スポーツ団体の活動を支援するほか、気軽に参加できる歩こう会やスキーハイキングなどを実施するなど、スポー

ツの生活化を推進するとともに、民間指導者の育成・確保に努めてまいります。

また、子どもから高齢者まで年齢や体力に関係なく気軽に楽しめる「テニポン」や「カローリング」などコミュニケーションスポーツの普及に努めてまいります。

スポーツ活動の拠点となる総合体育館や温水プールなどの体育施設につきましては、安全で安心して快適に利用できるよう、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、陸上競技場の屋外トイレを改修し環境整備をするほか、交流拠点施設と連携を図り、利用者の増加によるスポーツの振興に努めてまいります。

また、地域におけるスポーツ活動等を促進するため、学校体育施設開放事業を引き続き実施してまいります。

以上、平成17年度の教育行政の主要な方針について申し上げましたが、その執行にあたりましては、市民の皆さんの期待と信頼に応え、学校・家庭・地域社会と一体となって地域に根ざした教育行政の推進に最大限の努力をいたしてまいります。

市議会議員の皆さん並びに市民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長中西勇夫君 次に日程の第7、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第12、報告第6号行政監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第1号ないし報告第6号の以上6件を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第13、議案第15号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件ないし日程の第26、議案第28号市道路線の認定及び廃止の件の以上14件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第15号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件であります。

本件は、本市を取り巻く財政環境が一層厳しさを増している状況にあることから、国民健康保険運営協議会委員ほか27の審議会等の非常勤委員の報酬額について見直しをするほか、条例中の規定の整備をしようとするものであります。

次は、議案第16号美唄市部設置条例の一部改正の件であります。

本件は、市の組織について改編するほか、部の分掌事務を整備しようとするものであります。

次は、議案第17号美唄市個人情報保護条例の一部改正の件であります。

本件は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が公布されたことに伴い、個人情報の保護に関する地方公共団体の責務等が規定されたこと、及び行政機関に係る個人情報保護法制が充実・強化されたことを踏まえ、罰則を新たに規定しようとするものであります。

次は、議案第18号美唄市長期継続契約を締

結することができる契約を定める条例改正の件であります。

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の定めるところにより翌年度以降にわたる契約を締結することができることとなったため、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第19号美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件であります。

本件は、郷土史料館の入館料を昭和56年の開館以来据え置いていることから、道内同規模施設の入館料を参考とし、見直しを図ろうとするものであります。

次は、議案第20号アルテ ピアッツァ 美唄整備基金条例制定の件であります。

本件は、アルテ ピアッツァ 美唄の整備事業の資金に充てるため、アルテ ピアッツァ 美唄整備基金を整備基金を設置しようとするものであります。

次は、議案第21号アルテ ピアッツァ 美唄設置条例の一部改正の件であります。

本件は、アルテ ピアッツァ 美唄のアートスペースの利用実態に即した利用料金に改正するほか、市民ギャラリーの使用料を新設しようとするものであります。

次は、議案第22号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。

本件は、消防法及び石油コンビナート等災害防止等の一部を改正する法律及び危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の取り扱いについて、

貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を定めようとするほか、再生資源燃料が指定可燃物の品名に追加されたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第23号美唄市税条例の一部改正の件であります。

本件は、国民健康保険税の基礎課税及び介護納付金課税の課税限度額を法定限度額に引き上げるとともに、中間所得者層への負担緩和を図るため、均等割額を引き下げるほか、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条文中の規定の整理をしようとするものであります。

次は、議案第24号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、公共下水道の普及並びにし尿処理量の減少など社会経済状況の変化を踏まえ、し尿のくみ取り手数料の見直しをしようとするものであります。

次は、議案第25号美唄市立し尿処理場の使用に関する協定廃止の件であります。

本件は、三笠市が本市に投入処理していたし尿を三笠市の下水道投入処理施設での処理が可能となったため、三笠市と締結した美唄市立し尿処理場の使用に関する協定を廃止しようとするものであります。

次は、議案第26号美唄市パークゴルフ場条例制定の件であります。

本件は、美唄市パークゴルフ場の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次は、議案第27号美唄市体験交流施設条例の一部改正の件であります。

本件は、昨冬における利用者の施設の利用実態に合わせ、体験交流施設の個人使用料並びに団体使用料の見直しをしようとするものであります。

次は、議案第28号市道路線の認定及び廃止の件であります。

本件は、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、市道として新たに1路線を認定し、1路線を廃止しようとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第15号ないし議案第28号の以上14件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第15号ないし議案第22号の以上8件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第15号ないし議案第22号の以上8件についての一括大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第23号ないし議案第25号の以上3件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第23号ないし議案第25号の以上3件についての一括大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第26号ないし議案第28号の以上3件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第26号ないし議案第28号の以上3件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第15号ないし議案第22号の以上8件は総務委員会に、議案第23号ないし議案第25号の以上3件は民生委員会に、議案第26号ないし議案第28号の以上3件は経済建設委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第27、議案第29号美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第29号美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、本市の自立促進を図るため、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、前期計画に引き続き平成17年度から21年度までの5年間を計画期間とする後期計画として本計画を定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第29号は大綱質疑にとどめ、後刻設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第29号についての大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、大綱質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第29号については、11人の委員をもって構成する過疎地域自立促進市町村計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第29号については、11人の委員をもって構成する過疎地域自立促進市町村計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました過疎地域自立促進市町村計画審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、吉岡文子君、五十嵐 聡君、小関勝教君、福庄計夫君、米田良克君、古関充康君、川本政芳君、本郷幸治君、吉田 栄君、荘司光雄君、長岡正勝君、の以上11人の諸君を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を過疎地域自立促進市町村計画審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第28、議案第30号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第5号）ないし日程の第41、議案第14号平成17年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上14件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第30号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第5号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、

総務費には、アルテ ピアッツァ 美唄整備基金への積立金を、

諸支出金には、介護保険会計に対する繰出金をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳入については、

寄附金及び繰越金を増額補正し、財源対応いたしました。

次は、議案第31号平成16年度美唄市下水道会計補正予算（第3号）であります。

本件は、石狩川流域下水道建設負担金に係る繰越明許費を設定しようとするものであります。

次は、議案第32号平成16年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、保険給付費に、介護保険給付費に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入については、歳出計上額に対す

る国、道支出金等を増額補正し、財源対応いたしました。

次に、平成17年度各会計予算について申し上げます。

平成17年度予算の編成におきましては、市税などの一般財源の減少により大変厳しい財政状況にある中、内部管理経費の節減や事務事業の見直しなど歳出の抑制を図る一方、活力あるまちづくりに向け、生活都市基盤の整備や交流促進関連事業などに可能な限り取り組んできたところでございます。

この結果、全会計の予算の総額は、343億9,403万8,000円となりました。

以下、各会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第4号平成17年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を171億3,027万5,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、

議会費には、議会の運営に要する一般管理事務費などを、

総務費には、専修大学北海道短期大学に対する支援費などを、

民生費には、介護予防支援のためのシステム事業費などを、

衛生費には、最終処分場整備事業費などを、

労働費には、求職者職業能力支援事業費などを、

農林費には、乾燥調製施設等整備事業費などを、

商工費には、中心市街地活性化を図る賑わい創出事業費などを、

土木費には、有為団地建替えに係る改良住宅建設事業費などを、

消防費には、消防施設の管理事業費などを、
教育費には、市営陸上競技場野外トイレ整備事業費などを、

公債費には、市債の元利償還金などを、

職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、

諸支出金には、市立美唄病院の経営健全化に要する繰出金などを計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとしたしましては、税源移譲に伴う譲与税のほか、市税、地方交付税、国庫支出金、市債のほか、財政調整基金繰入金などを計上いたしました。

第2条から第5条までは、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第5号平成17年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を4,927万4,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、市民バスの運行費に、4,827万4,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとしたしましては、使用料及び手数料に、2,301万6,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第6号平成17年度美唄市国民健

康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を33億3,447万5,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、23億0,354万4,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとして、国庫支出金に、12億2,477万1,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第7号平成17年度美唄市老人保健会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を43億4,384万9,000円と定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、医療諸費に、43億3,170万2,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとして、支払基金交付金に、24億8,973万3,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第8号平成17年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、27億1,450万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げます

と、下水道費には、9億8,751万8,000円を、

個別排水処理施設費には、9,829万1,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとして、市債に、10億8,410万円を計上いたしました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第9号平成17年度美唄市土地区画整理事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、9億0,490万3,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、土地区画整理事業費に、6億4,314万6,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとして、繰入金に、3億0,494万4,000円を計上いたしました。

第2条は地方債について、第3条は一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第10号平成17年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、20億0,580万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、19億1,256万2,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとして

は、支払基金交付金に、6億1,202万円を計上いたしました。

第2条は債務負担行為について、第3条は一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第11号平成17年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億2,584万9,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、総務費に、1億7,605万8,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといしましては、サービス収入に、2億2,330万6,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第12号平成17年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数、1日平均患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第13号平成17年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、1日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第14号平成17年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量、1日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

以上、各案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第30号ないし議案第14号の以上14件は大綱質疑にとどめ、後刻設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第30号ないし議案第14号の以上14件について、一括大綱質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第30号ないし議案第14号の以上14件に

については、11人の委員をもって構成する予算
審査特別委員会を設置し、これに付託の上、
審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第30号ないし議案
第14号の以上14件については、11人の委員を
もって構成する予算審査特別委員会を設置し、
これに付託の上、審査することに決定いたし
ました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員
会委員の選任については、委員会条例第8条
第1項の規定により、

広島雄偉君、白木優志君、土井敏興君、
谷内八重子君、長谷川吉春君、矢部正義君、
谷村孝一君、内馬場克康君、紫藤政則君、
荘司光雄君、林 国夫君、

の以上11人の諸君を指名いたしたいと思ひま
す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の
諸君を予算審査特別委員会の委員に選任する
ことに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 以上をもって、本日の日
程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時11分 散会